

二〇一八年度 卒業論文

仏教における女性観についての考察

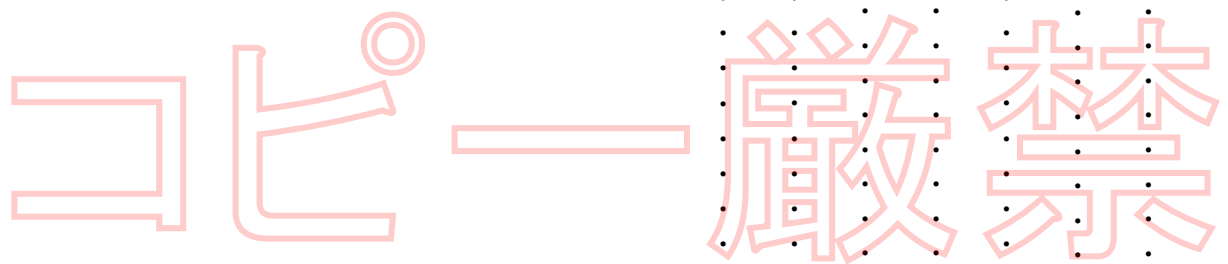
# コピー — 禁廠

L  
1  
5  
0  
0  
7  
2  
谷岡  
紗  
明

目次

序論	1
本論	3
第一章 インド仏教時代	3
第一節 マヌ法典	3
第二節 八重法と比丘尼になるまでの過程	5
第三節 無量寿経類 三十五願	7
第一項 『大阿弥陀経』	7
第二項 『仏説無量寿経』	7
第三項 サンスクリット本	8
第四節 『法華経』	9
第五節 『維摩経』	10
第六節 『涅槃経』	10
第七節 まとめ	11
第二章 法然	13
第一節 『四十八卷伝』	13

三七一 一 廠禁



第二節	『無量寿経釈』	1
第三節	『禅勝房にしめす御詞』	7
第三章	親鸞	8
第一節	『教行信証』	8
第二節	『浄土和讃』	9
第四章	恵信尼	11
結論		22
註		22
参考文献		

## 序論

浄土真宗では、女性のままで往生せず、男子に生まれ変わって往生する変成男子往生という思想がある。まず辞書で女人往生にまつわる語句について調べて、実際にはどのようなように解説されているのかを確かめてみる。

### 女性成仏

女性が仏に成ること。古代インド社会では女性の地位が低かったことから、その女性観が仏教に入り込み、仏教經典には、女性は梵天王・帝釈天・魔王・転輪聖王・仏の5種には成れないとする（五障ごしょう）説（↓五障三従）のような女性差別思想が散見されるが、大乘仏教の一切衆生に成仏の可能性を認める系統においては、変成男子へんじょうなんし説を用いて、女性は男身へ変身することによって成仏できると説明された。<sup>1</sup>

このように、女性は男に変わる必要があった。さらに、次のような語がある。

### 五障三従

（五障）は訓読して（五つの障さわり）とも。中阿含経28、増一阿含経38、法華経提婆達多品などの所で、女には梵天王・帝釈・魔王・転輪聖王・仏の五種になることができない障害があるということ。（三従）はインドの『マヌ法典』、中国の『儀礼ぎらい』喪服などの所説で、女は幼い時には親に従い、嫁かしては夫、老いては子に従うべきだとする考え。<sup>2</sup>

辞書において確認しても、冒頭に述べた通りの変成男子往生や、五障三従のような差別的な思想が分かる。ま

た、仏教經典だけでなく、『マヌ法典』の影響を大きく受けており、差別の様々な要因が考えられる。

『無量寿経』でも、浄土に女性はふさわしくないとされており、阿弥陀仏による第三十五願の变成男子による女人往生を説いている。次の通りである。「設ヒ我得タラムニレ佛ヲ、十方無量不可思議ノ諸佛世界ニ、其レ有リテニ女人一、聞キテニ我ガ名字ヲ一、歡喜信樂シ、發シテニ菩提心ヲ一、厭ニ惡セムニ女身ヲ一、壽終リテ之後、復爲ラバニ女像ト者

一、不レ取ラニ正覺ヲ一」<sup>3</sup>。このように、差別が存在していた。

しかし、初期の仏教教団では、このようなことは言われていなかったとされている。事実、原始仏教文献『スッタニパータ』には女人五障は説かれていなかった。つまり、釈尊がこのような事を述べたとは考えにくく、後の教団から出た話であると考えられる。これは、古代インド社会の時代に広まっていたバラモン教の女性の置かれた立場が仏教に影響を与えていたと推測されている。

個人的な疑問として、これをより深く追求し、女性差別はいつ、どのような理由ではじまったのかをつきとめたいと考えたことと、今日まで差別が根強く続いている理由について論じたいと考えたので女人往生を題材に選んだ。また、MeToo運動や、土俵の女人禁制問題などが浮上している昨今、現在の教義がふさわしいのかどうかについても考えたい。そして、山上（二〇一八）によると、「寺院や教団の運営現場では性的少数者について開かれた視点と対応が求められている」<sup>4</sup>と述べられている。このように、LGBTに関する視点も交えて述べたいと考える。

卒論の構成としては第一章をインド仏教時代、第二章を法然、第三章を親鸞、第四章を恵信尼とし、それぞれ

の女人往生についての考察をしていきたい。第一章では、サンスクリット本が残っているものに関して、その翻訳に基づいて考えていきたい。そして、第一章から第四章を踏まえた上で、結論として自分の考えを述べたい。

## 本論

### 第一章 インド仏教時代

#### 第一節 『マヌ法典』

まず、三従の要因であり、インド社会に影響を与えた『マヌ法典』についてみていきたい。『マヌ法典』は、古代インドの法典の中でも古いものであり、紀元前二百年から後二百年の間に成立されたと考えられている。この法典は、全部で十二章あるが、第五章に女の生き方について書かれている。その中には、二十三項目にわたり、女の生き方をテーマにしている。例を挙げると、次のようなものがある。

五・一四七 幼くとも、若くともあるいは老いても、女は何事も独立に行ってはならない。たとえ家事であっても。

五・一四八 子供のときは父の、若いときは夫の、夫が死んだときは息子の支配下に入るべし。女は独立を

禁製廠

享受してはならない（後略）。<sup>5</sup>

このように、女性の独立を許さない文章が並んでいる。また、後者のほうは、三従といわれる思想のもととなった部分である。これらの文章すべてに言えることは、なぜこう生きるべきなのかという理由については書かれていないということだ。根拠に欠けるものになっている。

また、男性と比べて、女性の自由が制限されていることが明確に分かる部分もある。

九・七七 夫は憎しみを抱く妻を一年待つべし。一年を過ぎたら「彼女に」与えた贈物を奪い、彼女との同居を解消すべし。（中略）

九・七九 夫が、狂人、パテイタ、去勢者、種無しあるいは罪による病気持ちであるときは、憎んでも妻は捨てられない。また夫からの賜物も奪われない。<sup>6</sup>

この二つから、男性には自由が制限されていないが、女性には制限されていることが分かる。こういった部分に男女の差別がみられる。

『マヌ法典』の女性観の、インド社会の儀式への影響として、山崎（一九九七）は次のものを挙げている。

このような女性観は、のちの時代に、妻が夫の火葬の火で焼かれ殉死するというサティの風習を流行させることになる。サティとは「貞節を守った女性」を意味し、火中に身を投じる女性とその行為が、この語で呼ばれた。サティとなる女性の割合は多くはないが、そうした女性は称賛の対象となり、しばしば石の記念碑が建てられた。サティはもともと自発的なものでなければならぬ。しかし現実には親族の強要に

よるものも多く、また麻薬を用いることもあったようである。<sup>7</sup>

この儀式からは『マヌ法典』に直接書かれている項目ではなく、『マヌ法典』の女性観が影響していることが分かる。このように、『マヌ法典』がインド社会に与えた影響は、『マヌ法典』に直接記されている項目以上に大きいと分かる。つまり、『マヌ法典』の作り出した女性観はインドの社会生活に深く浸透していたことが分かる。

『マヌ法典』全体を他の視点から見てみる。『マヌ法典』には四身分の使命について書かれている。四身分とは、上の位から順に、「ブラーフマナ（司祭者・婆羅門ばらもん）、クシャトリヤ（王族・刹帝利せつていり）ヴァイシヤ（庶民・吠舎пейしや・毘舎びしや）シュードラ（奴隷・首蛇羅しゆだら）」<sup>8</sup>である。それぞれの身分の役割について書かれているのだが、こちらも根拠が書かれていない。このように、それぞれの役割に従わせるように仕向けた『マヌ法典』はバラモン社会の形成に大きな影響を与えている。これらの理由から『マヌ法典』は当時のインドの支配者が、人々を支配するために書かれたものである可能性が大きいと考える。

## 第二節 八重法と比丘尼になるまでの過程

次に、仏教教団における女性の出家について述べたい。教団でははじめ、女性の出家は認められていなかった。しかし、後には八重法を受け入れることで出家が認められるようになった。八重法の内容は次の通りである。

比丘尼は具足戒を受けて百歳なりとも本日具足戒を受けたる比丘の爲に敬禮、迎逆、合掌、恭敬をなすべ



し、此法を尊敬、尊重、奉事、讚歎して盡形壽犯すべからず。比丘尼は無比丘の住處に住すべからず、此法を…犯すべからず。比丘尼は半月ごとに比丘衆に二法を請ふべし、布薩を問ふと教誡に住くとなり、此法を…犯すべからず。比丘尼、雨安居を住し已らば兩衆に於て見聞疑の三事によりて自恣を行ふべし、此法を…犯すべからず。比丘尼、尊法を犯さば兩衆に於て半月摩那埵を行ふべし、此法を…犯すべからず。式叉摩那、二年六法に於て學を學ば、兩衆に於て具足戒を請ふべし、此法を…犯すべからず。比丘尼は如何なる事によるも比丘を罵言讒謗すべからず、此法を…犯すべからず。今日より後、比丘尼の比丘に於ける言路を閉ざし、比丘の比丘尼に於ける言路を閉ざさず、此法を…犯すべからず。<sup>9</sup>

この八重法は、女性が出家する際に、受け入れなければならない。この八つの法の中で、はじめから順に1から8の番号をふるとすれば、1、2、3、7、8の法に比丘という語が入っており、比丘を敬うことを強制し、比丘に対して意見をいうことを許さない内容となっている。八重法を初めに受け入れさせることにより、比丘尼を比丘の支配下に置くという姿勢がうかがえる。

女性がこの八重法を受け入れた後にも、比丘尼になるまでの過程で男性と異なる点がある。出家をすると男性の場合、沙弥、比丘の順に位があがる。しかし、女性の場合は沙弥尼、式叉摩那、比丘尼の順に位が上がっていく。佐々木（一九九九）は、『出家とはなにか』で次のように述べている。

女性の場合は男性と違って沙弥尼から直接比丘になることはできない。その中間に位置する式叉摩那という身分で二年間を過ごし、行状に問題なしと承認された段階で受戒して比丘尼になるのである。この式叉摩那

の制度も一種の女性差別である。<sup>10</sup>

このように、女性のみが別の身分を設けられていることが分かる。これは、女性が男性よりも劣った存在であるという認識があったからだと言える。

出家や比丘尼になる過程において比丘と異なる点があるのは、女性に対して男性よりも悟りから遠い存在であると考えられていたからだと考える。

### 第三節 無量寿経類 三十五願

#### 第一項 『大阿弥陀経』

インドで成立したとされる大乘經典を中心にみていく。そのなかでも、とくに浄土經典に焦点をあてて見ていきたい。漢訳の『大阿弥陀経』第二願では、「令<sub>メム</sub>我<sub>ガ</sub>國中<sub>ニ</sub>无<sub>カラ</sub>一<sub>レ</sub>有<sub>ル</sub>コト<sub>ニ</sub>婦人<sub>一</sub>」<sup>11</sup>（私の国の中に女性がいないことがあるまいかと明言している。この『大阿弥陀経』が全部で二十四願しかないことから、インドのより古い文献を参考にしていると考えられている。後のサンスクリット本よりも女性に厳しい言い回しになっている。初期の大乘仏教時代は女性を積極的に救いたいと考えていない様子がうかがえた。悟りを目指す上で、女性は男性よりも多罪であり、悟りを得ることは難しいと考えられていたから起こったことだと考える。

#### 第二項 『仏説無量寿経』

禁 廠

魏訳の『仏説無量寿経』の三十五願について見てみる。「設ヒ我得タラムニレ佛ヲ、十方無量不可思議ノ諸佛世界ニ、其レ有リテニ女人一、聞キテニ我ガ名字ヲ一、歡喜信樂シ、發シテニ菩提心ヲ一、厭ニ惡セムニ女身ヲ一、壽終リテ之後、復爲ラバニ女像ト者一、不レ取ラニ正覺ヲ一。」<sup>12</sup>この願文は親鸞も引用している願文である。親鸞が変成男子の願と名付けた願だが、女であることを嫌がった者のみに適用されるということである。変成男子の願という名で受容されたため、この願に関する説明には、女性は必ず男に変わる必要があるような印象を受けるものが多く、一般的に広がっている認識とは異なることが分かった。

### 第三項 サンスクリット本

次にサンスクリット本『無量寿経』の三十五願について見てみる。

もしも、世尊よ、わたくしが覺りを得たときに、あまねく十方の無量・無数・不可思議・無比・無限量の諸仏国土における女たちが、わたくしの名を聞いて、淨信を生じ、覺りへの心（菩提心）を起こし、また女であることを厭うたとして（この世の）生を離れてから、もし再び女であることを得るようであるならば、その限り、わたくしは無上なる正等覺をさとりません。<sup>13</sup>

サンスクリット語の三十五願について、ポール・ハリソン（二〇一三）は「女が女として極樂に再生しえないと言っているわけではない。」<sup>14</sup>と述べている。往生には関係のない誓願である。そして、女性が嫌がった場合のみに限定されているところも先程の項と同じである。しかし女性のみに、女性であることを嫌がるであ

ろうという予想をたてて誓願が作られているので、差別的ではある。つまり、女性には女性特有の罪があると考  
えられたのだろうが、差別的表現は『大阿弥陀経』と比べると緩和されている。

#### 第四節 『法華経』

『法華経』の中には変成男子往生が説かれている。八歳の龍女が変成男子往生するところだ。「するとその  
時、一切世間の人々の眼の前で、その女性の性器が消えてなくなり、男性の性器が現われ、サーガラ龍女の娘は  
自ら真の菩薩であることをはっきりと示した。」<sup>15</sup>とある。ここでは、身体的特徴が変わって男になっている。  
植木（2004）によると、変成男子往生が説かれた理由については2つの見解が示されている。

はたして、「変成男子」の考え方は女性を蔑視するものであったかどうか。それを考えるには、『法華経』な  
どの初期大乘仏典が成立したその時代背景に、「三従」説「女人五障」説がヒンドゥー社会だけではなく、  
小乗仏教教団にも横行していたという事実があったということを思い出さなければならぬ。<sup>16</sup>

このように、この時代のインド女性差別が激しく、妥協として説いたという説と旧来の仏教の女性観からみて納  
得できる往生の仕方として、男に変わる姿をみせて、女性の往生を説いたという説がある。どちらの説にしる、  
差別的な表現を残しつつも、差別を緩和させる表現をしたということが考えられる。旧来の仏教の考え方や時代  
背景から、経典製作者は女性が女性のままで罪はないと考えていたとしても、それをストレートな表現で公の場  
で言うことは難しかった可能性は高い。ゆえに、変成男子を説いたのだと考える。

## 第五節 『維摩経』

『維摩経』にも女人について書かれている部分がある。その中の第六章天女の性の転換の部分で語られている。舍利弗が、天女に対して、なぜ女身を転じないのかと聞いた後、舍利弗と天女の身体が入れ替わる場面の会話である。

「天女」がいった。「もし長老が女身を転じることができたら、それによってすべての女性もまた女身を転じるでしょう。長老は女でなくても女のように現れています。そのように、あらゆる女の女身も、女でないのに女身として現れているのです。このことを密かに意図して、世尊はへあらゆる存在は女でもなく男でもない」と仰せになったのです<sup>17</sup>

この部分では、舍利弗は当時の一般的な認識を提示し、天女がそれを論していくという構図がみられる。舍利弗がなぜ女身を転じないのかと聞いたのは、女には罪があるという当時の一般的な考えの象徴であったと考えられる。あらゆるものは女でも、男でもないと言われていた部分に注目したい。女という語を女性性として使い、そういったものは存在しないと示している。女の身体に生まれたからといって罪はないという真理が述べられている。

## 第六節 『涅槃経』

次に涅槃經で女性について述べられている部分を見ていく。「若人不知是佛性者則無男相。所以者何。不能自知有佛性故。若有不能知佛性者我說是等名爲女人。若能自知有佛性者我說是人爲丈夫相。若有女人能知自身定有佛性。當知是等即爲男子。」<sup>18</sup>となっている。ここでは女・男という語は性別は関係なく、ブツダになる可能性という一つの「性質」があるかないかを、男・女と名付けている。この部分は、言葉の定義を変えていると言え、女が悪いと錯覚をおこすような表現である。田上(二〇〇三)は、『仏性とはなにか―『涅槃經』を解き明かす』で、仏性は男の象徴とされていたとした上で、次のように述べている。

結論としては女性も有仏性である。しかし女身である限りは仏性を見ることも、知ることもできないが、もし女身を捨てて変成男子すれば、立ち所に仏性を知見できるというわけである。この意味では女性もブツダになれるが、変成男子によってしかブツダにならないという大乘特有の論法で女人成仏を説いている。<sup>19</sup>このように、女性はそのままで仏性をもっておらず、仏になれる存在ではないとされていることが分かる。

## 第七節 まとめ

以上のことを踏まえた上で考えたことを述べたい。先程も述べたが、『マヌ法典』はインド社会の女性観に影響を与えた。『法華經』について述べた部分のインドの女性差別というのは、『マヌ法典』から形成された女性観の結果であると考えられる。そして第二節で述べたように、仏教教団は女性に対してのみ八重法や別の身分を設けており、女性に対して差別的な立場をとっていた。また、『大阿弥陀經』と『無量寿經』の三十五願を比較し

て分かったように、時代が古いほど仏教教団が女性を積極的に救おうとしていなかったことにつながるのではないだろうか。つまり、差別の大本は何の根拠もなく女性を支配した『マヌ法典』である。ここまでは予想していた範囲内の結果であった。

一方で私になった部分は、女という言葉の使われかたである。『維摩経』では、女性であることはよろしくないという当時の認識を提示し、実際の性別の女ではなく、女性性として説いている。

また、実際の性別での女の意味とは違う、『涅槃経』に見られた「ブツダになれる可能性があることを知らない人」が女であるという使われ方もあった。

この二つについては、『マヌ法典』の影響により入り込んだ女性差別はもともとは根拠のないことであったが、それが広まってしまったことから始まると考える。多くの人は女性の何が悪いのかは分からないが、女性は障りが多いという認識をもっていた。そこに、後の人が何か理由があるはずだと思い込み言葉の定義を変えるなどして解釈したということだ。言葉の定義を変え実際は全く別のことを言っているにもかかわらず、女が劣っているという意識を刷り込まれてしまい、あたかも女性が障りの多い存在であることの根拠のように錯覚してしまう。このようにして差別することに理由があるように見せかけたと言える。こうして後の解釈で差別が根強く残ってしまったのではないだろうか。

またLGBT的視点で述べると、現代で女という語は単に性別をあらわす語ではなく、男であっても精神面は女であるという人など、様々な解釈がある。経典において女という語の定義は様々である。『法華経』では身体

的特徴、『維摩経』では女性性、『涅槃経』では性別とは全く関係のない意味で述べられており、女という語の定義は共通してない。性別が往生にかかわるといふ問題において、LGBTの人達への救済の仕方が明確ではなく、対応が求められると考える。

## 第二章 法然

### 第一節 『四十八卷伝』

法然の女人往生思想について考察するにあたって、まずはじめに思いつくものは、「法然上人絵伝」の記述である。次の内容は『四十八卷伝』に書かれている内容である。

同國室の泊につき給うに、小船一艘ちかづきたる、これ遊女がふねなりけり。遊女申さく上人の御船のよしうけたまはりて推参し侍なり。世をわたる道まぢくなり。いかなるつみありてか、かゝる身となり侍らむ。この罪業おもき身、いかにしてかのちの世たすかり候べきと申ければ、上人あはれみでの給はく、げにもさやうにて世をわたり給らん罪障まことにかるからざれば、報酬またはかりがたし、もしかゝらずして、世をわたり給ぬべきはかりごとあらば、すみやかにそのわざをすて給べし。もし餘のはかりごともなく、又身命をかへりみざるほどの道心いまだおこりたまはずばたゞそのまゝにて、もはら念佛すべし。彌陀如来は、さやうなる罪人のためにこそ、弘誓をもたてたまへる事にて侍れ、たゞふかく本願をたのみて、あへて卑下す

禁本廠



る事なかれ、本願をたのみて念佛せば、往生うたがひあるまじきよし、ねんごろにをしへ給ければ、遊女隨喜の涙をながしけり。のちに上人の給けるは、この遊女信心堅固なり。さだめて往生をとぐべしと。歸洛のときこゝにてたづね給ければ、上人の御教訓をうけたまはりてのちは、このあたりちかき山里にすみて、一すぢに念佛し侍しが、いくほどなくて臨終正念にして往生をとげ侍きと、人申ければ、しつらんしつらんとぞおほせられける<sup>20</sup>。

ここでは、法然が流罪にあつた際の遊女に対する説法の物語が説かれている。この絵伝について、玉山と宇高（二〇〇四）は次のように述べている。

このような法然上人の女性に対する態度は、旧仏教のように、女性であるから往生できない。また、わが身は煩惱深重、悪業に包まれた不浄の身であるから往生できないと考えるはならない。阿弥陀仏はすべての凡夫を極樂へ迎えて下さるのであるから、往生することは疑いないと信じて、南無阿弥陀仏と念仏をとなえれば、善人も悪人も、男性も女性も、皆平等に往生を遂げることができると積極的に女人往生の教えを説かれている。ここに法然上人の旧仏教と決別された新しい宗教者の姿勢を見ることができると言える。<sup>21</sup>

この二人が言うように、法然は旧仏教とは異なり比較的差別的な姿勢をとっているように見える。法然によって日本の仏教界の女人に対する見解が緩和されたと言える。

また、他の資料では、どうだろうか。法然の『無量寿経釈』をみていく。

『無量寿経釈』では第十九願、第二十願は男女共に対象であるとした上で、なぜ第三十五願があるのかについて述べられている。それは、

(然ニ) 情ラ (熟) 案ルニ此ノ (斯ノ) 事ヲ (實ニ有リニ其理ニ) 女人ハ障重クシテ明ニ (若シ) 不レ約セニ女人ニ  
者バ、(別ニ發中一願上ヲ、則恐クハ一切ノ女人) 即チ生ニ疑心ヲ。其ノ由ヘ (何) 者ハ、女人ハ過ガ多ク障リ深シ  
テ、一切ノ處ニ被タリレ嫌。 2 2 2 3

とある。つまり、女性は罪が多く障りが多いから嫌われており、往生できない疑いが生まれるためこの願をたてたという解釈をしている。

ではどのような理由で罪や障りが多いとされているのだろうか。女性のいるところには必ず地獄があるとされていること、梵天王、帝釈天、魔王、転輪王、仏になったことではないということなどが挙げられている。女性のいるところには必ず地獄があるというのは道宣の『浄心誠観法』に「十方國土有女人處即有地獄」<sup>24</sup>と書いてあることによるとされている。道宣以外にも、天親の『往生論』の「女人及ビ根缺 二乗ノ種不レ生ゼ」<sup>25</sup>の部分の引用もあり、阿弥陀仏以外の浄土への往生が許されないということが述べられている。

本テキスト中の引用の中で、一番気になったのは、善導の『観念法門』を引用している点である。

乃チ由ルガニ彌陀ノ本願力ニ一故ニ、女人稱スレバニ佛ノ名號ヲ、正シク命終ノ時即チ轉ジテニ女身ヲ一得レ成ルコトヲニ  
男子ト一。彌陀接シレ手ヲ、菩薩扶ケテレ身ヲ坐セシムニ寶華ノ上ニ。随ヒテレ佛ニ往生シ、入リテニ佛ノ大會ニ一證ニ悟

ス無生ヲ一。又一切ノ女人若シ不ハレ因ラニ彌陀ノ名願力ニ一者、千劫・萬劫・恒河沙等ノ劫ニモ、終ニ不レ可カラレ得  
レ轉ズルコトヲニ女身ヲ一、應シレ知ル。今或イハ有リテニ道俗一、云ハバニ女人不トレ得レ生ズルコトヲニ淨土ニ一者、此ハ  
是妄説ナリ、不レ可カラレ信ズ也。<sup>26</sup>

ここにあるように、『観念法門』では命が終わる時に男に変わり往生するということについて述べており、善導も変成男子往生を追認していたことが確認できる。笠原（一九七五）は、『無量寿経釈』について次のように述べている。

五障・三従にして、煩惱深重、三世十方の諸仏から成仏することを拒絶され、拒否された女性にたいして用意された成仏・往生への道が弥陀の第十八願であり、弥陀の第三十五願であった。その成仏・往生の可能性も、女性が女性のままの姿で極楽浄土に行けるのではなく、「変成男子」「転女成男」の成仏・往生であった。つまり、阿弥陀仏による女人往生は、女性を男に変えることによって、女性だけが生まれながらにして身につけている五障・三従の障りを除いての往生であった。さらにいえば、女性を男の仲間入りをさせて女性を成仏・往生させるのが、念仏による女性の救いであり法然が説いた女人往生論でもあった。<sup>27</sup>

この引用のうち三十五願が女身を嫌がったものに限定して、男性に変えることから、必ず女性が男性に変わらなければならぬと捉えていたとは言えないが、法然は、女性には障りがあると考えていたことは確かである。道宣や天親、善導の引用から、阿弥陀仏のみ女性を救うことができるといふ見解をもっていたことから分かる。また、「第三十五願」だけでなく、『観念法門』まで引用したのは、女性は男に変わって障りを除く方法である変成

男子往生思想を完全に否定していた訳ではないからだ。

一方で、福原（一九九〇）は「法然上人の女人往生論」において、次のように述べている。

法然が『無量寿経釈』において女人往生について積極的な意見を述べないのは、ただ第三十五願の立場を示しただけで、結果的には女人差別につながりかねない第三十五願を阿弥陀仏の方便の願とし、むしろ積極的には第十八願の立場へと展開していった。<sup>28</sup>

これは、法然は第三十五願を方便の願として捉えていたという見解である。しかし、実際に原文では方便という言葉を使っている訳ではないので、この見解に同意はできない。もし仮に方便の願だと明言していたとすれば、女性と男性の差異を縮めた人物であると言えるが、そこまでの事をしているとは言えないと考える。

### 第三節 『禅勝房にしめす御詞』

法然の法語とされる『禅勝房にしめす御詞』には、

念佛申す機は、むま（生）れつきのまゝにて申す也。さきの（先）世のしわさによりて、今生の身をはう

（受）けたる事なれば、この（此）世にてはえなをしあらた（改）めぬ事也。たとへは女人の男子にならば

やとおも（思）へとも、今生のうちには男子とならざるかことし。智者は智者にて申し、愚者は愚者にて申

し、慈悲者は慈悲ありて申し、邪見者は邪見なから申す、一切の人みなかくのことし（皆如<sub>レ</sub>是）。されは

こそ阿彌陀ほとけは十方衆生とて、ひろ（廣）く願をはおこ（發）しましませ。<sup>29</sup>

と書かれている。この箇所に対して香川（一九七五）は次のように述べている。

このご法語は『和語灯録』四に出て、また『勅伝』や『九卷伝』にもあるから余程重視されたものであるが、女が男になろうとしても今生においてできることではない、と転女成男をはつきりと否定しておられ、ついで智者は智者にて「念仏」を申し、愚者は愚者にて申しとある。女人は女人にて申しというお言葉こそないが、この文意から云えば、このような意味も含まれているものと思われる。<sup>30</sup>

この見解に対し、念仏を言う人は、生まれつきのままで言うべきだという文で始まるので、念仏を言うときの話であり往生の時の話ではないと考える。また、原文に「今生のうちに」という言葉があるので、私たちが生きている間に女が男に変わることとは不可能だという意味で述べていると考える。従って、死後に男に変わるという思想を否定しているとは言えないので、香川氏の意見には賛同できない。

### 第三章 親鸞

#### 第一節 『教行信証』

親鸞が女人往生について触れている文献は非常に少ない。親鸞が特に関心がない問題だったということが分かる。その少ない女性観について触れられている部分について述べていく。親鸞は『教行信証』の「信巻」において、次のように述べている。

凡ソ按ズレニ大信海ヲ一者、不レ簡バニ貴賤縊素ヲ一、不レ謂ハニ男女老少ヲ一、不レ問ハニ造罪ノ多少ヲ一、不レ論ゼニ修行ノ久近ヲ一、非ズレ行ニ非ズレ善ニ、非ズレ頓ニ非レ漸ニ、非ズレ定ニ非ズレ散ニ、非ニ正觀ニ一非ニ邪觀一、非ニ有念一非ニ无念ニ一、非ニ尋常ニ一非ズニ臨終ニ一、非ズニ多念ニ一非ズニ一念ニ一、唯是不可思議不可説不可稱ノ信樂也。 31

このように「男女老少を謂はず」とあり、女性が救われるということとは確定していると理解していることが分かる。しかし、どのような過程で往生するのか示されていないので、次の節でそれについて述べたい。

## 第二節 『浄土和讃』

『浄土和讃』の大経讃の中にある、第三十五願について書かれた和讃をもとに考察したい。「彌陀の大悲ふかければ佛智の不思議をあらはして變成男子の願をたて女人成佛ちかひたり」<sup>32</sup>とあり、親鸞は、女人が救われるということは確実であると捉えているのが分かる。澤田（二〇一七）は第三十五願がたてられた理由と、和讃で讃嘆されている理由について、

一つには、釈尊は「生まれによって非聖者となるのではない／生まれによって聖者となるのではない／行為によって非聖者ともなり／行為によって聖者ともなる」の教説をもとに、古代インドに根付いた女性は神仏には成れないという差別的な女性観を、仏教徒として強く否定する必要があったのだと思います。

二つには、日本でも女性の権利や立場が軽視されてきましたし、仏教界では女人結界・女人禁制が現に存在

しています。神道でも血穢として女性疎外が現存し、今なおさまざま問題を引き起こしています。これら人類のかかえる女性を差別する意識に、警鐘を鳴らし続けなければならないからでしょうか。<sup>33</sup>

と述べている。大経讚の中にこの願文を選んだのは、女性も救われるということを強調したかったことと、当時の仏教界での女性がネガティブな存在であるというイメージを払拭したかったからだと考える。

しかし、差別的な部分を完全にぬぐえていない。変成男子の部分のことである。三十五願に準じて考えると、女であることを嫌がった者のみに適用される願である。つまり、女性は救われるということ、女であることを嫌がった者のみという条件付きで男に変わって往生できると主張したと言える。嫌がるという条件付きであるといえども、女性にだけこのような内容の願があり、女性のみ嫌がる要素、即ち罪があるように感じられるため、差別的である。このように、親鸞は女性の往生に対し、積極的に救おうとしているが、差別的な部分が残っている。

岩崎（一九九六）は「真宗における女人往生論と性差別―特に親鸞を中心として―」で親鸞の女人往生思想について『『女人』『五障』』という語を『凡夫』『悪人』』と同義に解釈してきた精神性<sup>34</sup>と述べている。これはその通りであり、親鸞は、阿弥陀仏によってすべての人が救われるという考えのみに着眼している。故に、女性が救われることは確約されているが、男子に変わらなければならないという差別的な部分に疑問を抱くことはなかった。変成男子往生の願があることに対し、差別的だと疑うことをしなかったのではないかと考える。そのせいで、真宗において女人往生という問題が取り上げられる際、「すべての人は救われる」という点に論点がずれ、

変成男子成仏の、女性のままでは浄土に生まれることができないという点に焦点を合わしにくくなっているのではないだろうか。それゆえ、女人往生についての問題が見えにくくなっていると考える。

また、浅井（一九九〇年）のこの和讃に対する見解は次のとおりである。

三十五願は、十八願より開かれた、十一願と同じ、真実の願とみられるのである。十八願の救いの内容をあきらかにするのが三十五願であるとみることが出来る。先述の如く、十八願で、悪人の救いはあきらかにされたが、女性はなお罪業深き身であるから、変成男子の願によって女性の救いが誓われたという見方ではなく、男女を問わず罪業深重なる人間の救い、親鸞自らの罪業性であり、その救いをあきらかにしたのが、十八願文であると説くのである。<sup>35</sup>

このように述べているが、女人を罪業深重なる人間と同義に解釈し、十八願文による救いについて述べているのであれば、真実の願としてではなく、方便の願として捉えている必要がある。方便の願として捉えていないので、親鸞は変成男子の願によって女性の救いが誓われたという見方をしていたと考える。

#### 第四章 恵信尼

恵信尼は親鸞の妻である。女性として、女人往生どのように捉えていたのだろうか。恵信尼の文献であり、覚信尼に宛てた手紙である『恵信尼文書』の十通目に、恵信尼の考える往生について書かれている。



あはれ、このよにていまいちどみまいらせ、又みへまいらする事候べき。わが身はごくらくへたゞいまにま  
いり候はむずれ。なに事もくからず、みそなはしまいらすべく候へば、かまへて御念佛申させ給て、ごく  
らくへまいりあはせ給べし。なほなほごくらくへまいりあひまいらせ候はんずれば、なにごとくからず  
こそ候はんずれ。<sup>36</sup>

このように、恵信尼は死んだ後に極楽へ往生しても、この世の姿と同じ姿として存在していると予想していた。  
この恵信尼文書について、ドビンは、「she expected her as she was—that is, as her daughter, and hence  
as a female」<sup>37</sup>と述べている。訳すと、「恵信尼は覚信尼に対し、彼女の娘として、それゆえ女性として再会  
することを望んでいた」となる。女が男に変わって往生する考えを完全に否定していたかは明確ではないが、一  
応そのままの姿で往生することを望んでいたと理解できる。

## 結論

第一章で述べたように、人々を支配するために書かれた『マヌ法典』から始まった女性の不当な差別は、後の  
経典で様々な解釈がなされた。中には女性という語を別の意味で使用しているものもあったことから、女が罪が  
多いのは、理由があると思いきみ、こじつけで解釈したものが、後の世に残ってしまったと考えられる。

第二章では法然を見ていったが、女性は阿弥陀仏によってのみ救われるという解釈をしており、女性に対して全く障りがないと言っている訳ではなかった。第三章では、親鸞について述べたが、法然と同様、女性に罪があるという認識を十分に撤廃することができていない。第四章の恵信尼に関してのみ、女性は女性のままで往生している」と主張していると考えることができる。浄土真宗内において、現代も親鸞の解釈のままの認識が多く、差別的部分が残っている。それは、女であることを嫌がるという条件付きであるが、男に変わって往生するという変成男子往生を肯定しているからだ。恵信尼のように、そのままの姿で、つまり女性のまま往生するという考えが非常に重要なのではないか。

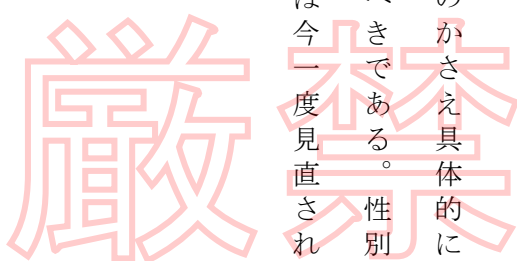
浄土真宗だけに限らず、仏教ができたころから男性が優位な立場に置かれていたため、女性に対して差別的な部分を撤廃するのは難しいことだろう。しかし、現代よりも女性差別が激しい時代に法然、親鸞のような比較的寛容な考えを持つ人物が出てきたことにより、仏教界での女性の立場は少しずつ向上していった。現代の世において、女性で生まれたから障りがある訳ではない。女であることを嫌がる必要はなく、男に変わる必要はないという認識を広めていく必要があると考える。

また、LGBT的視点でみると、現代は女の身体でも男の心を持つ人もおり、一口に女と言っても様々な解釈の仕方がある。第一章で述べたように、『法華経』は女性器、『維摩経』では女性性を指しており、『涅槃経』ではブツダになる可能性を指している。經典によって様々な解釈がされており、女という語の定義はすべてに共通している訳ではない。また、第二章から第三章にかけては、女には障りがあるという認識があるが、女とは体の

部分を指しているのか、精神面を指しているのかさえない具体的に示されていない。やはり、恵信尼のように、そのままの性別で往生できるという考えを尊重すべきである。性別の認識の仕方に対して更新が迫られている現代において、往生に性別を関連付けるといふ考えは今一度見直されるべきであると考ええる。

註

- 1 今野達 末木文美士 田村芳朗 中村元 福永光司 『岩波 仏教辞典 第二版』七九九頁。
  - 2 今野達 末木文美士 田村芳朗 中村元 福永光司 『岩波 仏教辞典 第二版』三三二頁。
  - 3 教学伝道研究センター 『浄土真宗聖典全書(一) 三経七祖篇』二八頁。
- 現代語訳は以下の通りである。私が仏になるとき、あらゆる無数のすばらしい諸仏の世界に女性がいて、私の名号を聞いて、喜び、信じ、悟りを求める心をおこして、女性であることを嫌がったとする。命を終えた後にふたたび女性になるとすれば、私は悟りを開きません。
- 4 山上正尊 「性差を超える救い」 『行信学法』(二)、八七頁。
  - 5 渡瀬信之 『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』一九二頁。
  - 6 渡瀬信之 『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』三〇一―三〇二頁。
  - 7 山崎元一 『へ世界の歴史3』 古代インド文明と社会』二二〇―二二二頁。
  - 8 今野達 末木文美士 田村芳朗 中村元 福永光司 『岩波 仏教辞典 第二版』四三二頁。
  - 9 高楠順次郎 『南傳大藏經』第四卷、三八〇―三八一頁。
  - 10 佐々木閑 『出家とはなにか』二〇九頁。
  - 11 教学伝道研究センター 『浄土真宗聖典全書(一) 三経七祖篇』一二八頁。
  - 12 教学伝道研究センター 『浄土真宗聖典全書(一) 三経七祖篇』二八頁。
  - 13 藤田宏達 『新訂梵文和訳無量寿経・阿弥陀経』八四―八五頁。



- 1 4 ポール・ハリソン（八尾史訳）「浄土に生まれる女たち―文献学としての意義」『シリーズ大乘仏教 第五卷  
 仏と浄土―大乘仏典Ⅱ』一〇頁。
- 1 5 植木雅俊『サンスクリット原典現代語訳法華経』下、三二頁。
- 1 6 植木雅俊『仏教のなかの男女観』二一八頁。
- 1 7 高橋尚夫 西野翠『梵文和訳 維摩経』一三七頁―一三八頁。
- 1 8 高楠順次郎『大正新脩大藏經』第十二卷寶積部下涅槃部全、四二二頁。
- 1 9 田上太秀『仏性とはなにか―涅槃業―を解き明かす』一八四頁。
- 2 0 井川定慶『法然上人傳全集』二三一頁。
- 2 1 宇高良哲 玉山成元『法然上人絵伝講座』一二五頁。
- 2 2 石井教道『昭和法然上人全集』七四頁。
- 2 3 水谷幸正『傍訳 無量寿経』上、一六八頁。
- つらつらこのことについて考えてみると、女人は障りが重いとされるので、女人が往生できるといふことを明確  
 に示さなければ、女人だから往生ができないのではないかとの疑念が生まれよう。それはどうしてかというところ、  
 女人には罪が多く障りが重いためにすべてのところで嫌われている。
- 2 4 高楠順次郎『大正新脩大藏經』第四五卷諸宗部二、八二四頁。
- 2 5 教学伝道研究センター『浄土真宗聖典全書（一）三経七祖篇』四三四頁。
- 2 6 教学伝道研究センター『浄土真宗聖典全書（一）三経七祖篇』八九三頁。
- 2 7 笠原一男『女人往生の系譜』一四七頁。
- 2 8 福原隆善「法然上人の女人往生」『日本佛教學會年報』五六、三五頁。
- 2 9 石井教道『昭和新修法然上人全集』四六四頁。
- 3 0 香川孝雄「法然上人の女人往生観」『浄土宗学研究』八、六五頁。
- 3 1 教学伝道研究センター『浄土真宗聖典全書（二）宗祖篇』上、九一頁。
- 3 2 教学伝道研究センター『浄土真宗聖典全書（二）宗祖篇』上、三六七頁、上段。
- 3 3 澤田秀丸『浄土和讃のおしえ』下、三一頁。
- 3 4 岩崎智寧「真宗における女人往生論と性差別―特に親鸞を中心として―」『宗学院論集』六八、三六頁。
- 3 5 浅井成海「韋提別選の正意」『日本仏教学会年報』五六、一八〇頁―一八一頁。
- 3 6 教学伝道研究センター『浄土真宗聖典全書（二）宗祖篇』上、一〇四四頁。
- 3 7 JAMES C. DOBBINS [Women, s Birth in Pure Land as Women: Intimations from the Letter of Eshinni]  
 『THE EASTERN BUDDHIST』28, p. 119

参考文献

書籍

- 井川定慶『法然上人傳全集』法然上人傳全集刊行會、一九五二年
- 石井教道『昭和新修法然上人全集』平樂寺書店、一九五五年
- 植木雅俊『サンスクリット原典現代語訳法華經』下、岩波書店、二〇一五年
- 植木雅俊『仏教のなかの男女観』岩波書店、二〇〇四年
- 宇高良哲 玉山成元『法然上人絵伝講座』浄土宗出版社、二〇〇四年
- 落合誓子『女たちの「謀叛」―仏典に仕込まれたインドの差別』解放出版社、二〇一七年
- 笠原一男『女人往生の系譜』吉川弘文堂、一九七五年
- 教学伝道研究センター『浄土真宗聖典全書（一）三經七祖篇』本願寺出版社、二〇一三年
- 教学伝道研究センター『浄土真宗聖典全書（二）宗祖篇』上、本願寺出版社、二〇一一年
- 今野達 末木文美士 田村芳朗 中村元 福永光司『岩波 仏教辞典 第二版』岩波書店、一九八九年
- 佐々木閑『出家とはなにか』大蔵出版、一九九九年
- 澤田秀丸『浄土和讃のおしえ』下、法蔵館、二〇一七年
- 高楠順次郎『大正新脩大藏經』第十二卷寶積部下涅槃部全、大蔵出版、一九二五年
- 高楠順次郎『大正新脩大藏經』第四五卷諸宗部二、大蔵出版、一九二七年
- 高楠順次郎『南傳大藏經』第四卷、大蔵出版、一九三九年
- 高橋尚夫 西野翠『梵文和訳 維摩經』春秋社、二〇一一年
- 田上太秀『仏性とはなにか―『涅槃業』―を解き明かす』大蔵出版、二〇〇三年
- 中村元『広説佛敎語大辞典』下、東京書籍、二〇〇一年
- 仁科龍『親鸞の妻・恵信尼「第三版」』雄山閣、一九八一年
- 藤田宏達『新訂梵文和訳無量寿経・阿弥陀経』法蔵館、二〇一五年
- 水谷幸正『傍訳 無量寿経』上、四季社、二〇〇三年
- 山崎元一『「世界の歴史3」 古代インド文明と社会』中央公論社、一九九七年
- 渡瀬信之『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』中央公論社、一九九一年
- 論文
- 浅井成海『「韋提別選の正意」『日本仏敎学会年報』五六、一九九〇年
- 岩崎智寧『真宗における女人往生論と性差別―特に親鸞を中心として―』『宗学院論集』六八、一九九六年
- 香川孝雄『法然上人の女人往生観』『浄土宗学研究』八、一九七五年

福原隆善 「法然上人の女人往生」『日本佛教學會年報』五六、一九九〇年  
ポール・ハリソン（八尾史訳）「浄土に生まれる女たち―文献学としての意義」『シリーズ大乘仏教 第五卷 仏  
と浄土―大乘仏典Ⅱ』春秋社、二〇一三年  
山上正尊 「性差を超える救い」『行信学報』三一、二〇一八年  
JAMES C. DOBBINS 「Women's Birth in Pure Land as Women's Intimations from the Letter of Eshinni」『THE  
EASTERN BUDDHIST』28 1995 published by The Eastern Buddhist

宗教叢書 一 ピコ